

令和6年度の健康診査・肺がん検診が始まります

市は、対象者に7月上旬にオレンジ色の封筒で受診票を郵送しました*。

詳しい検査項目や持ち物は同封チラシをご覧ください。

なお、受診票は必ず鉛筆かシャープペンシルで記入してください。

また、指定された会場以外で受けることもできますので、都合のよい健診日時、会場を確認の上、受診してください。

*被用者保険（全国健康保険協会、共済組合など）の被扶養者の健康診査は、加入している健康保険の保険者へお問い合わせください



対象	年齢	料金	問い合わせ
国民健康保険の人	19～74歳	1,000円	市市民課 国保年金係 ☎27-8479
後期高齢者医療保険の人	75歳以上	600円	市市民課 医療給付係 ☎27-8491
生活保護の人	40歳以上	無料	市健康推進課 保健予防係 ☎22-0179
肺がん検診を受診する人 ※要申し込み。申し込みをしていない人は☎22-0179まで申し込みください	40歳以上	1,000円 (70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は無料)	

健診を受けるとメリットいっぱい

生活習慣を見直すきっかけに！ 3年分の検査結果が一目でわかるので、健康状態の変化を把握できます！
見落としている病気が見つかる！ 自覚症状のない生活習慣病の芽を早期に発見し、重症化を予防！
受診料がお得！ 約11,000円の検査内容が1,000円で受けられます！ ※国民健康保険被保険者の場合
推定塩分摂取量・腎機能検査を追加！ 市の健康課題に着目し、独自に検査項目を追加しています！
専門家からのアドバイスあり！ 保健師や管理栄養士のアドバイスにより、生活習慣改善の目標が立てられます！

早期予防・早期発見・早期治療が健康寿命を延ばす秘訣です。健康維持の第一歩としてぜひ受診しましょう。

国民年金保険料の免除申請はお早めに

令和6年度分(令和6年7月分～令和7年6月分)の免除申請を希望する人は、早めに申請してください。

免除の区分 ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④2分の1免除 ⑤納付猶予

※②～④は、保険料の一部が免除される制度で、残りの保険料は納付が必要です。残りの保険料を納付しない場合、未納扱いとなり将来の老齢基礎年金の金額に反映されない他、障がいや死亡など不慮の事態が生じた際に年金を受け取ることができなくなる場合があります

申請方法 窓口での申請書による申請またはマイナポータルでの電子申請

※電子申請の利用にはマイナンバーカードとマイナポータルの登録が必要です

申請に必要なもの ・年金手帳（基礎年金番号がわかるもの）またはマイナンバーカード

・(退職者の場合) 雇用保険受給資格証または離職票など

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



申請場所・問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎27-8479 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963

国民健康保険税制度が改正されました

加入者間の保険税負担の公平性の確保と保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険制度が見直されました。

1. 課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち後期高齢者支援金分の課税限度額が22万円から**24万円**に引き上げられました。

2. 軽減措置の拡大

低所得世帯の保険税負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、均等割と平等割をそれぞれ7割、5割、2割軽減しています。

物価上昇などの経済動向に対応するため、5割軽減や2割軽減の対象となる世帯の基準所得金額が見直され、軽減の対象が拡大されました。

◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していない場合も、世帯主の所得は軽減判定の対象です
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません
無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人にも必ず申告をしてください
- ③所得更正や加入者の異動などがあつた場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

後期高齢者医療制度が改正されました

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料が次のとおり改正されました。

	令和4・5年度	令和6・7年度	比較
所得割率	7.36%	8.53%	1.17%の増
均等割額	40,900円	43,800円	2,900円の増
保険料限度額	660,000円	800,000円	140,000円の増

◆保険料軽減の対象範囲が拡大されました

低所得者の保険料負担を軽減するため、世帯所得に応じて均等割を7割、5割、2割軽減しています。このうち、5割と2割軽減の対象となる世帯の基準所得金額が見直され、軽減の対象が拡大されました。

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491

新しい保険証・医療受給者証を送付します

7月中旬に各書類を郵送します。記載内容を忘れずにご確認ください。

有効期限

8月1日～
令和7年7月31日

【国民健康保険被保険者証】

70歳、75歳を迎える人は有効期限が異なりますのでご注意ください。

社会保険などに加入しているのに国民健康保険証が届いた場合や、市外に住所をおく学生で釜石市国民健康保険証の交付を希望する人は手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎27-8479

【後期高齢者医療被保険者証】

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を同封します。

【医療費受給者証】

子ども医療、ひとり親医療、重度心身障がい者医療、身体障がい者3級医療受給者証の対象世帯

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491